

正誤表

「練馬区福祉のまちづくり推進条例 施設整備マニュアル【建築物】（資料編）」の印刷冊子について、以下のとおり、訂正いたします。

(1) 練馬区福祉のまちづくり推進条例

条項	誤	正
第33条第3項第3号	別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上 <u>設ける</u> こと。	別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計2,000平方メートル以上である場合 立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上 <u>設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u>
第38条の2第2項第2号	一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、 <u>70センチメートル以上とする</u> こと。	一般客室内の1以上の便所および1以上の浴室等の出入口の幅は、 <u>75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とする</u> こと。
第38条の2第2項第4号	新設	第2号の規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上）とすること。

(2) 練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則

条項	誤	正
別表第3		
1 建築物（共同住宅を除く。）に関する整備基準	略	別紙のとおり
3 道路（特定道路を除く。）に関する整備基準	略	別紙のとおり
6 公共交通施設に関する整備基準	略	別紙のとおり
別表第5	配置図における明示すべき事項 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および <u>特定道路</u>	配置図における明示すべき事項 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置および幅員ならびに移動等円滑化経路等および <u>特定経路</u>